

2024年5月14日

お客さま各位

口座名義人名・ご来店者名と異なる振込依頼人名で行うお振込みについて

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺など特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者に振り込まれる事例が増加しています。

お客さま保護および不正送金防止の観点より、下記のお振込みについては、お断りをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

- ・暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人名と異なる振込依頼人名で行うお振込み
- ・当社に口座をお持ちでないお客さまがご来店の上、お客さまのお名前（ご来店者名）と異なる振込依頼人名で行うお振込み

以上